

# 総務常任委員会

平成13年5月21日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎山本 直子      ○松村 健一      小野 隆雄  
松田 正      野呂 民平      萬里川美代子

## 2. 理事者出席者

助 役 芳村 是  
収 入 役 中野 秀樹      教 育 長 栗本 裕美  
総 務 部 長 植村 哲男      総 務 課 長 西本 喜一  
同 参 事 吉田 昌敬      同 課 長 補 佐 乾 善亮  
企画財政課長 池田 善紀      企画文化課参事 野口 英治  
同 課 長 補 佐 野崎 一也      同 課 長 補 佐 山崎 善之  
税 務 課 長 植嶋 滋継      同 課 長 補 佐 勝眞 基好  
教委総務課長 清水 建也      同 課 長 補 佐 西谷 桂子  
生涯学習課長 水田 美文      同 課 長 補 佐 加藤 保幸  
監 査 書 記 藤原 伸宏

## 3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子      同 係 長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会宣言（午前9時00分）

委員長 始めに助役の挨拶をお受けいたします。助役

助 役 （ 助役挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、松村委員、小野委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、継続審査事案の（1）藤ノ木古墳周辺整備に関するることについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習 史跡藤ノ木古墳の整備についてであります。平成8年3月に策定  
課長 いたしました整備基本計画に基づきまして、整備を進めているところ  
でございます。整備事業化を図るにあたり、まず史跡整備の公有化を  
図ることが前提となりましたことから、残っておりました建物を含め  
ます1軒の所有者との交渉に非常に長い時間を要しましたが、今年の  
1月ようやく合意に達しました。

現在その所有権移転等に伴う手続きの準備を進めているところで  
あります。このことから、今後は整備計画に基づきまして、具体的な整  
備に取りかかっていくこととなりますが、今日までに公有化の交渉と  
併行して弱体化が懸念されております石室内の現状調査並びに未発掘  
でありました羨道の閉塞部分の発掘調査をしまりました。今後は  
発掘調査また、石室の現状調査等を踏まえまして石室及び墳丘の整備  
の年次計画を国県並びに藤ノ木古墳整備検討委員会等十分検討する  
中、事務事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、今年度先ほど申し上げました整備の年次計画の見直しと、引  
き続き一部継続となっております石室内の現状調査を実施してまいり、  
これらの結果に基づき、保存方法等の検討をしまりたいと考えて

おります。

また、先月の13日から15日に実施してまいりました石室構内の公開でございますが、4月13日の町民対象、14日、15日の一般対象ということで3日間合わせて、延べ約7,300人の見学者がございました。石室内の一般公開には町内はじめ全国各地から多くの考古学ファンの方々が来られていることで我々喜んでいるところでございます。

以上藤ノ木古墳周辺整備に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

野呂委員 今年度はどの程度整備を進めて行くつもりですか。

生涯学習課長 先ほど申し上げましたように、今年1月に所有者の方と合意、契約させていただきまして、現在手続き等の事務を進めさせていただき、できる限り今年度に所有者の方の移転について我々努力させていただくつもりでございますが、なお物件等がございますので、それについてはできるだけ我々努力する中、今年進めてまいりたいと考えております。

野呂委員 今年度は形を整えるということですね。後の整備は来年度以降になるということですね。平成8年に基本計画ができていうことですが、具体的にはどうですか。

教育長 平成8年度に策定いたしました整備計画については、年数も経過しており、また石室内の石積みの状況が不安定になってきているということもございまして、石の動き等の調査を13年度から実施の予定となってくるわけです。それと併せて検討委員会の中で十分整備状況について検討を重ねていきたいと考えております。

野呂委員 平成8年当時に基本計画を立てたと、その当時と時間の経過があると思うのです。地方自治体として一番問題となってきたのは、たとえば整備して、確か建物を広場に建てるということになっていると思います。そういったしますと、それらに対するその維持費等が問題になってくると思う。そういう経費なり時が経ちますとメンテナンスが必要でありますし、そういうものに対して今日時点で再検討を加えるということが財政上も必要になってきているのではないかと思う。この辺については再検討するという事だと思いが、そういう面も含めて検討するというふうに受け止めていいのですか。

教育長 もちろん維持経費、そして設備の中身等についてもいろんな面で検討していただくことになると思います。野呂委員がおっしゃっていただいているようなことについてもその中に入ってくると思います。

野呂委員 そうしたらいわゆる施設についてその収益なり、そういう見通しについては公的資金をどれくらい見込んでいるのか。その辺は検討する段階だと思うのですが、だいたいどれくらいの程度でやっていきたいと考えているのか。

教育長 現在その中身についてはまだ検討はいたしておりませんが、当初の整備された中で、計画されたものについて若干見直しをしていこうということで、早く検討委員会を開いていただいて具体的な内容について協議をしていきたいと考えております。

費用の見通しということでございますが、現段階では費用の試算はしておらないということです。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

次に、その他審査事項として（１）６月町議会定例会の付議予定議案について予め説明を受けることにいたします。

はじめに、①住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務部長

これにつきましては、平成１０年７月３１日付で斑鳩町の違法交通設備費の返還請求事件が、いわゆる極楽寺墓地の道路工事補助金に伴う住民訴訟に係るものでございますが、原告待野寛氏、被告小城利重、仲一元、中永吉美３者に対して訴訟をされたものであります。これにつきましては、被告小城利重氏他２名は弁護士へ一切の件を代理依頼し、確定してまいったものであります。平成１３年２月２１日に判決が言い渡されたものであります。

その判決の内容でございますが、一つは原告の請求において棄却すると、訴訟費用は原告の負担とするという内容でございます。被告の勝訴であったわけです。そういったことから被告小城利重氏他２名はこの訴訟に係ります関係につきまして、代理人に対しまして、平成１０年９月３０日３０万円、また成功報酬金を１３年度４月１８日に１２０万円、合わせまして１５０万円の弁護士報酬を支払っていかうとするわけでございます。この事件につきましての小城利重氏他２名の勝訴が平成１３年３月１５日奈良地裁の証明によりはっきりしたことから弁護士費用を町が負担することについて、地方自治法第２４２条の２第８項の規定により議会の議決を求める内容の議案であります。

委員長

説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

次に、②平成１３年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政  
課長 (資料1により説明)

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

松村委員 歴史的地区環境整備街路事業とは、具体的にどの地区で行われるのか。

企画財政  
課長 西里地区におけます道路整備で、都市計画道路法隆寺藤ノ木線の整備を行うものに対する工事でございます。それに関連いたしまして、現在道路上の一部の土地を購入した分が、これに対する用地費ということでございます。

松村委員 西里の菅邸でしたか、地元では非常に有名なのでしょうか、一般町民はほとんど知らないと思います。そういうことで、この事案に対する質疑というよりも、菅邸のことについて何かピーアールされた方がいいのではないかと思うが。

助 役 菅邸につきましては、松村委員がおっしゃるようにそんな古い建物ではないのです。明治時代に建てられたものです。元は辰巳さんが持っておられて、その後菅さんが持っておられた。そういう状況がございます。

町の有形文化財の指定もしようと思ったことがございますが、そういうことを考える中では比較的新しい建物である。今現在西の方に辰巳さんもおられますが、これも明治時代の建物で、これは県の文化財の指定に今年なったと思います。

菅邸につきましては、そうピーアールするほどのものでないと思っております。今現在は建物もございませんし、建て売り住宅になって

ございます。町として買わしていただくのは一部土塀を含めてその周辺の一部の土地の購入をさせていただくということです。

松村委員　よく解りました。私がこの問題で思いだしたことがあります。大分前ですが、以前の大黒屋が今にもつぶれそうになっていた。あれは保存できないんだと思って、斑鳩物語のくだりになっていたこともありますし、私の知っている直木コウジロウサンという古代史の一任者もあれは何とか保存できないのかという話を聞いたことがあります。あとで鑑定者に聞きますと、保存するためには1億円ぐらい金があると、その面で無理だったという話を以前に聞いたことがあります。

斑鳩のそういう古い家について、明治時代であっても値打ちがあれば残していく方法で努力した方がいいように思います。これは意見として。

松田委員　歴史的地区環境整備街路事業というように謳われているのですが、これは正式な名称になるのですか。

この関係の分は、建設省、県などの検討委員会にもなって審議してきた関係のものだと思うのですが、法隆寺周辺街路事業でしたか、そういう名称であったと思うのですが、そういうことではないのでしょうか。

斑鳩町の関係ではいくつかの名称をつけたものがあるわけです。この関係については一般的な歴道環境整備街路事業ではないと思うのです。そういう意味からいうと、法隆寺周辺街路整備事業と地区を限定した関係になっているものだと理解しているのですが、そうでないのですか。

企画財政課長　ただ今松田委員さんご指摘のようにあの地域全体法隆寺、三町、東里全体を含めて調査が数年前にされております。それについては法隆寺周辺歴史的景観保全調査といった名称だったと思います。その調査を受けて、当面西里地域において歴史的地区環境整備街路事業として

道路整備を行っていこうということで、法隆寺・藤ノ木線の都市計画道路を決定されたということで、それに基づいてこの事業をやっていくということです。補助金の名称は、この歴史的地区環境整備街路事業補助金というようになっております。

松田委員 私はこの法隆寺周辺街路整備事業の関係の検討委員会に参加しているのです。これは少なくとも8年からでしたか、3カ年協議してきて、毎年1回ずつ、当時の助役が委員長で、特に名称の関係についてはきっちり住民との結合した状態ということが必要であるということで、法隆寺周辺街路整備事業ということがいいだろうと思うのですが、そういう関係が全く生かされていない。事業決定になった計画案というのは示されたことがあるのでしょうか。検討委員会は3回やっている。検討委員会の結果としてどういうことにして行くんだという関係については出しているのですか。

企画財政課長 今申し上げております法隆寺・藤ノ木線の都市計画の時にはその図面を出しております。

松田委員 決定をしたという関係のものが、検討委員会では検討しているのですが、検討委員会があくまでも通してきたわけです。これが決定しましたという関係で、これが一般的に周知徹底を図っていくという関係のもの手続きがとられているのか、とられていないと思う。今資料を調べていますが、その資料は見あたらないのです。そうして歴道とかいろんなことが出てきて、いろいろとそういったものがあるわけです。ところが、構想も全然わからんづくに西里地区をやっていくと、この地域の関係についてどう整備していこうとするのかという関係の輪郭は全然解らないし、全然されていないのです。こういうことを歴史的地区環境整備云々と言っている。それで終わっているのかどうか、後どうなるのかは解らないわけです。新聞なんかで見ますと、地下埋設というようなことを言っているのですが、どこをどうしていくのか

ということが全然明らかになっていない。そういうことからいうと果たしてどうなっていくのか。そしてこの計画もどうなっているのか示されていないし、説明もないわけです。

そういうことから言うと、何か思いつき場当たりのものをしているような感じがしてならない。継続性がなかったら、こういう関係については街路整備の事業は成り立っていかないと思うのです。今度はどういうことをやっていくのか。予算が付いたことは用地取得の関係ですからそれでいいのですが、ところがじっと見ていくと、先ほどの関係について土塀と言うけれども、あの買い方というのは菅邸の土地を買っているわけですから、一体それを何にしていくのかということになりますよね。それは土塀を囲んだ公園だということで、そういうことで果たしてそういう計画ができるのかどうかということもあるのですが、議論する場は一つもないのです。むしろ法隆寺周辺の街路整備事業の関係ということになってまいりますと、現在の西側の道路については、むしろ迂回道路的な性格になっていると思う。それは車道と歩道との関係、そのものものと藤ノ木古墳の関係をどうつないでいくかという関係の整備というものをどう考えていくのかということが出ていないと思う。

むしろ一般的に言うなら、現在の西里の町中を通っていく古代の関係がずっと残っているわけです。安田邸の前なんかで、そして土塀の関係も残っている。それで早く具体的な方策を立てないといかんなど思われるのは旧青雲閣の駐車場にしていたあの周辺ですね。あの周辺が一体どうなるのか。まったくその現形が崩れてしまっているし、あまりいい状態ではないわけです。それを整備することによって、藤ノ木の関係について歩道を中心にした道路の整備になってくると思うのですが、これは私の個人的な見解なのです。そういう関係をまとめて含めたものとしての歴史街道整備の方針が示されていないのです。一体それらはどう考えていくのか。全体像が示されていないことについて果たして説得力があるのだろうか。どういう構想が描かれていることについて示されたことがない。しかも名称がこういうことになっ

ている。必ずしも一点集中的に整備していこうということではないよ  
うなのです。思い思いの関係でやっている。全く一貫性がない。

そういうことですから、全体像について明らかにする場を設けてほ  
しいし、またそれがあんなら示してほしい。あるいはそういうことが  
あんなら資料を提出してほしいと思います。

助 役

この経緯につきましては、当初街並み保存ということで調整いたし  
まして、地元の協力をしてまいりました。そういう中で、国、県の方  
も法隆寺地区として西里も含めながら保存していかないといけないと  
いうことがあり、3年ほど前だったと思いますが、西里また東里周辺  
を含めまして、そういう中で県の方も指導されたわけです。しかし、  
これまでの関わりもごさいますし、また地元は街並み保存ということ  
から、たとえば新しい家を建てても自分たちが街並みを保存してい  
こうということで、努力されているという経緯がございます。

ただ、松田委員がおっしゃるようなやはりある意見の中では全体を  
もって計画を立てたらどうかという意見は確かにありましたが、今現  
在その地域をどうするかという計画はありません。そういうことも反  
省しながらこの西里地区の整備を地元の理解の中でやっていかなけれ  
ばならないと思っております。

そういうことをご指摘のとおり、やはり全体計画を立てていこうと  
いうことで、都市整備課の課長とも話をしたところです。やはり北側  
だけでやるということに対して南側の問題もあるし、そういうことも  
ございますから、全体的な整備も兼ねて、そして委員さん方々の意見  
も聞きながら、また地元のご理解を得ながら、整備していくことは当  
然であろうと、またやらなければならないと思っておりますので、今  
現在は西里整備のまちづくり事業についての計画は立てました。しか  
しこれは地元の反発で・・・

歴史的地区環境整備街路事業についての計画案は今後立てていき  
たいと思っておりますのでご理解を願いたいと思います。

松田委員

全段で言われている法隆寺西里周辺の保存をどうしていくかという調査の報告書が出ている。ところが調査の報告書は立派な冊子になって提起をされているのですが、具体的な取り組みも示しているのですが、それは先ほど言われていますように具体的な議論までは行かなかったということで、できるだけ記録保存というようなことも考えていこうではないかということで、そういう検討もしたことがあると思うのです。それからずいぶんになります。そのことについては私も参画をして、第3次の検討委員会をもって検討委員会は終結したのです。それには整備方針の関係は出ているのです。それに整備方針として認知をしていることが取り組まれていこうとしているのかどうかということをお聞きしている。もしそうであるならこの内容について全体的に報告されていないでしょう。そのことを申し上げている。それで突然のような形で出てきた。あそこの関係の土塀は解るけれど、その道路の関係についてどうするのかというと、新聞などでは全線の地中化と言っているけれど、そういう関係についても全然聞かされたことがない。どういう整備方針をとるのか構想も明らかにされたことはない。そのままでこういう名前を付けて進んでいる。ただ検討委員会と違う名称に変わってしてしまっている。

だからこれからの問題になると思います。用地の関係にしても今取得をしておかないと後建物が建てられる。ところが隣は今家が建てられているわけです。そういう全体的な面が明らかにされていないのではないか。こういうような関係が果たしていいのかどうかということを指摘している。計画があるなら出してください。

たとえば西里では、西門からの関係の通りではアスファルトを石畳にして、現状は土塀がまだ残っているわけですから、せめて路面整備をすることを先行していくことにするんだという構想を持って、それを迂回する基盤道路が必要でありますから、現在どう整理していこうとしているのかという考え方を明らかにしないと、全くその都度その都度の思いつきのような形で事業執行されていくのと違うのか。そして今日の財政の状態の中で効率的な財政運用が考えられているのかど

うかということが明らかでないではないかと私は思うのです。そういうことについて、組織的に体制的に物事を取り扱う、そしてそのことについては財政規模はどうなっていくかということなども輪郭として明らかにさせながら具体的な工事着手をするということの取り扱いをしていかないとあまりにも無計画ではないのか。そうでなくてもそういう印象を受ける。

助 役

確かに松田委員がおっしゃるように町の方で検討委員会が発足した経緯はあります。その後街並み整備事業というものがどういう形で流れてきたかということのはっきり申し上げられないのですが、何か消えたような形になっていることは事実です。その後県の都市計画課に行って、私が聞きました。その時は担当課も変わってなんやかやということも聞いております。ただこの歴史的地区環境整備街路事業は別の事業でございまして、松田委員がおっしゃるような無計画な計画ではないと思う。ただ松田委員がおっしゃるような検討委員会となるものが消えたような感じを受けております。ただ今もおっしゃるように確かにこの西里の整備を進めることはまず全体的な整備の中でやっていかなければならないことは確かでございますから、それはこれからその計画を重視しながら、いろいろ意見をいただいてやっていきたいとこのように思っております。

松田委員

そういう形で答弁するとなおさら私は承諾できない。少なくとも計画があつて、しかも周辺街路事業の関係は西里の問題だけではない。いろいろ議論をしながらやってきて、しかもこれは言うだけのことで終わるのではないか、本当に建設省がやってくれる気があるのかという議論までしているわけです。前回の委員会まで資料を持ってきていたのです。だから3回目までの検討委員会の資料は目を通して行きます。3回目をもって一応結論としたのです。第3回目まで出ています。今後いささかの取り扱いも何もしないままに来ている。ですから我々が今までの関係でも常に法隆寺周辺街路整備計画があるというこ

とを念頭に置きながら、第2消防分団の車庫の関係でも絶えず景観を配慮しなければならないと言ってきているわけです。その時の関係の一部分ですよ。それを全く違うんだという言い方については承知できない。

助 役        その町づくり事業検討委員会というのは確かにごさいました。その委員会ではこの西里だけではなしに東里を含めた全体的な面で検討しようということで会合されたことはおっしゃるとおりです。その後3回のまとめがでてきているということですが、申し訳ございませんが、後で調査の資料を見させていただきますけれど、もしも間違っていたら謝りたいと思います。

委員長        ただ今の議論については、この場はこれで納めていただきたいと思います。助役さんにおかれても若干これまで経過についてご精査いただけますか。いずれにしましてもご指摘された件については次の機会にでもきちんとご答弁をいただきたいと思います。

野呂委員     私自身も過去の経緯については詳しくは知らないのですが、やはり事業一つずつが単発的にやられてきているように思う。そういう町づくり検討委員会があったと、しかも検討された結果が議会にも徹底されていないし、全町民にも徹底されていない。私は世界遺産の指定を受けてその辺の整備を世界遺産に指定された要請に応じて具体的にどうやっていくかということが総合的に十分に検討されて計画自体ができておらないと、一連の事業として理解できないというところに問題があると思うのです。それをやっぱり基本的な計画自体が十分練られて、そして予算関係についても計画していく。そういうものをはっきりさせる必要がある。その推進役になっている検討委員会というものの位置づけ自体もそういう大任を背負うだけの検討委員会の体制になっているのかどうかということも、もう一度今日時点で再検討してどう整備していくのか年次計画も含めて大綱を立ててもらいたいと思う。

助 役 今野呂委員がおっしゃるとおりであります。突発的に事業をやるのではなく、やはり計画を立てながら年次計画に基づいて、歴史的地区環境整備街路事業につきましても、西里地区を含めながら法隆寺周辺等の整備計画を立てていきたいと思っております。これもすぐに立てられる問題ではなく、やはり県の指導を仰ぎながら事業に関連する形で整備計画を立てていきたい。

委員長 次に、③平成12年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政 課長 （資料2により説明）

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けします。

野呂委員 総合福祉会館の基本設計なのですが、基本設計にかかわることにもなるかと思うのですけれど、総合福祉会館というものをどういう位置づけでやろうとしているのかという点で、基本設計自体が変わってくると思うのです。一つは介護保険システムの開発事業と書いてありますけれど、介護やあるいはリハビリといったそれらを援助するというような事業が中心になるのか、あるいはそれに伴って病気を予防するとか健康増進とか、そういうものを含めた福祉会館になるのか、基本設計についてはどう考えておられるのか。

私も厚生委員会におりましたときに、あちこちの施設を見せていただきました。2つに分かれているということなんですね。一つは病気にかかった人の援助、障害者などを中心に行っている施設と、それらは健常者といいますか、そういうものはその施設についての利用はほとんどないということですね。もう一方は、そういったものもやりなが

ら、健常者もそういう施設を利用して病気にならないようにと、そういう内容の施設の2つではなかったかと思うのですが、その辺が総合福祉会館と言うけれども一つもその実体が明らかになっていない。そのままで基本設計が委託されることとなりますと委託された側も迷うのではないかと思う。

助 役

総合福祉会館の整備計画については、整備計画検討委員会をつくらせていただきました。一応その基本理念の中にはやはり今の高齢化とか、障害者福祉、児童福祉各分野における福祉ニーズが高まってきているということから、それらを含めてこういうような施策を推進しなければならない。そういうことで、斑鳩町の全ての方々が利用できるような、いわゆる福祉施策の拠点としての整備を図りたいと考えています。これが基本理念でございます。この基本理念に基づいて設計をしていくということです。

また基本方針の中には、福祉サービス機能、健康を図る施設など、また高齢者・障害者のための在宅サービスというものの宿泊施設、また地域福祉の充実のためにボランティア団体等の人たちを支援できる施設をつくる、また特定者の利用施設とはせずに、多くの方々が利用できるような施設にしたいとこのように思います。

これを基本方針として基本設計を立ててほしいということで、今依頼をしているところでございます。

野呂委員

今日の社会情勢から言いましたら、非常に失業者が増えておるという中で、自殺者も増えていきますね。そういう中で要求されているところは、病気の予防というか、それが精神的な病気にかかっているというところに大きな特徴があると思うのです。ですからそういう点で単に肉体的な病気だけでなしに、精神的な病気も含めて、そういう方の予防というかそういうところの保健対策が非常に大事ではないかと思う。ですからもう少し影響度を考えれば国民健康保険、医療保険の赤字対策にもつながると思う。ですからそういう次元のものも兼ね合わ

せて検討した上で施設というものを考えていただきたいと思う。そういったところの論議は厚生委員会でやっていると思うのですが、十分可能なのかなという危惧があるのです。この総合福祉会館についてはもう少し幅広く検討を加えていく必要があると思う。

助 役 先ほども申しあげましたように、総合福祉会館検討委員会をつくらせていただきまして、幅広い人たちからいろいろな意見をいただいています。そういう中で、野呂委員がおっしゃるような意見も出ていることは確かです。そういうことも含めて全体計画をまとめていただいたわけです。いろいろ地域によってはその地域の特色を持った総合福祉会館があるわけです。本町といたしましても、検討委員会でまとめていただいた計画を、やはり時代がすごく変化している時代でございますから、そういうことも含めて地域の状況を見ながら総合福祉会館を建てていきたいと思っております。ただ基本設計につきましては、やはりまとめていただいた内容を主としながら基本設計を立てていきたいと思えます。

委員長 以上、6月町議会定例会の付議予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

暫時休憩します。（午前10時15分）

委員長 再開いたします。（午前10時35分）

次の各課報告事項に入ります前に先ほどの議論の中でありましたご指摘の法隆寺周辺街路整備事業の関わりの中で、助役さんの方からご報告があるのでお受けしたいと思います。

助 役 先ほどの松田委員の答弁の中で、私が歴史街道検討委員会等が1回しか行われていないということを申しあげましたが、誠に申し訳ございませんが、松田委員の言われるとおりで斑鳩町法隆寺周辺まちづくり支援街路事業調査が平成8年、9年、10年と3回実施されており

ます。そしてその中で最終で言われたように基本構想は出されている。しかし実施設計がまだ出ていない。それに対して私が間違えたということで申し訳なかったと思いますので、ご理解願いたいと思います。

委員長        それでは、各課報告事項について報告を受けていきます。  
はじめに、(1) 公文書の開示及び個人情報保護に関する運用状況の公表についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長      平成10年10月1日から施行いたしました公文書の開示に関する条例及び斑鳩町個人情報保護条例に基づきまして、平成12年度の各実施期間の実施状況を公表するものでございます。公表の方法は斑鳩町広報6月号で行うこととしておりまして、公表の内容につきましては、資料3として提出しております1枚目のものを掲載する予定でございます。

(資料3により説明)

委員長        説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

野呂委員      請求されて公開するまでの時間とか職員が要する事務量とかはどういう状況ですか。

総務課長      ケースバイケースでございます。公文書の請求もしくは開示の申し出がございまして、その内容につきまして絞り込みが容易であればそんなに時間がかかっておらないようですけれども、請求されます方が事案に対しての一切の書類ということをお申された場合に、書類がかなり多い場合には、請求者のご意見を聞く中で絞り込みをしております。その場合には1時間から2時間ぐらいはかかってこようかと思っております。時間についてはケースによってかかる場合もありますが、これは住民サービスの一環としてやむを得ないものと考えております。

野呂委員　そうすると、総務課の担当する者は何人かでやっているのでしょうか。その人がおらないときは他の人が対応できるとそういう形になっているのですか。

総務課長　開示の請求がございましたと、まず総合公開窓口総務課の方に来られます。そして総務課の担当係長若しくは係りの者が内容をお聞きして、まず請求の内容によりまず担当課の職員を呼びます。そしてその中で絞り込み若しくはその書類があるのかないのかということをお話します。その際には総務課の者もついている状況でございます。そういった形で開示をしてきております。

野呂委員　その辺に対する仕事の支障はそうないのですか。

総務課長　総合公開窓口の中で、事務要綱の中では総務課の者もその担当課に任せるのではなく、アドバイスのものもするというふうになっていまして、時間的にはそれも仕事の一つでございますので、やむを得ないものと思っております。

松村委員　私は建設省の方に国の情報公開を3件ほど請求しました。これは大阪へ行かないと請求に応じてもらえないのですが、請求して1月以内に返事が最近来ました。その返事は非常に簡単なものでして、非開示のものも多くありました。その中で明らかに町がつくっている資料というのも出てくるのです。そういうことで国ないし県の請求でそちらの方から町へ資料を請求してくるということはどれくらいありますか。

総務課長　ほとんどないと認識しております。

委員長　次に、(2) 斑鳩町消防団第2分団詰所の移転整備についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長

詰所の移転についてであります。今日まで消防団はじめ総務常任委員会委員皆様方にはこの移転建設につきましてご相談を申しあげることとなり、その都度いろいろご指導ご鞭撻を賜ってきたものでございます。その後これらのご意見を踏まえながら今日までいろいろと検討を重ねてまいり、また2月20日に消防団2分団詰所の移転の図面を提出いたしましたところ、その際にいろいろと皆様方からご意見を賜りました。またそのご意見を十分に反映させ、その集約といたしまして本日資料として提出させていただいております。これにつきましては前の総務常任委員会の委員皆様方にも一定のご理解を得てきたところでございます。また、消防団の役員さんをはじめ2分団の方にも役員会の時にもこの図面をご提示申し上げ、一定のご理解を得てきているところでございます。

特に建物の建築に対します基本的な考え方を申し上げますと、1つ目は消防という名目に基つきまして、迅速な出動体制の確保が大切と考えております。特に第2分団の位置いたします法隆寺周辺では観光シーズンになりますと毎年観光バスが多くなり、交通渋滞等が予測される中で、そのような時でも有事の場合には消防車が火災現場に出動できるよう出入口を3方向に設け、緊急時における出動体制の確保を図っております。また急な出動要請でも消防団員が安全かつスムーズに参集できるよう消防団員用の駐車スペースも確保しております。2つ目には建物につきましては、法隆寺周辺の景観にマッチしたものとしております。たとえば窓はiセンターと同じように塗り込め格子とし、また西里の街並み等を勘案しまして羽目板張りを採用するなどこのようなコンセプトの基に建物づくりの外観とすることで、法隆寺周辺整備の整合性を図ってまいりたいと考えております。また塀につきましても現在の景観に配慮し、東北西の三方にiセンターや菅邸の公園整備等の計画をも考慮に入れ、土塀化した瓦葺き稜を建てるなど付近の景観に配慮したものとしております。3つ目には節度ある財政支出ということを考えております。建設費用につきましては起債の活

用を図り、経費の節減を常に念頭に置きながら、最小の経費で最大の効果を上げると、有効な財政活用を図れるよう心がけていきたいと思っております。

今申し上げました三つの柱を原則とし、消防第二分団詰所の建設設計の検討をしまいにしました。平成13年12月の完成まで後7か月ばかりとなり日数もあまりないことから、現在基本設計ができあがり、すでに実施設計にかかっているところをごさいますて、今週早々には実施設計書もできあがってくる予定となっております。

つきましては、本日資料を提出させていただいておりますが、そのように消防団第2分団詰所の整備をしまいにしたいと考えております。

なお、今後の建設の進め方といたしまして、実施設計ができあがりました後、建築工事業者選定の入札の準備に取りかかり、入札は6月中に行い、6月議会の最終日におきまして、建築工事にかかります工事請負契約の締結につきまして、追加議案として議会に上程させていただき、議決をいただきましたならば、6月末、あるいは7月上旬には着工してまいり本年12月中旬には完成を迎え、本年の年末警戒は第2分団は新しい消防団詰所で行えるようにしてまいりたいと考えております。

なお、ご報告が後になりましたが、建築設計及び工事設計管理業務委託業者につきましては、平成13年12月の完成を目指す中、平成13年度新年度に入りましたすぐ4月13日に5社の指名競争入札により行いました。その結果、落札会社は株式会社サンコウ設計で、契約金額は273万円であります。4月16日に委託設計業務の契約の締結を行っており、基本設計及び実施設計にかかっているところをごさいます。

(資料4を参照)

なお、斑鳩町消防運営委員会の開催についてであります。開催につきましては昨年度同様に6月議会開会中の総務常任委員会の開催日6月18日となっておりますが、総務常任委員会が終了後、消防運営

委員会を開催したいと考えております。よろしくご配慮賜りたいと思います。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

萬里川委員 参考のためにサンコウ設計以外に他の4社を教えてくださいか。

総務課長 株式会社岩崎建築設計事務所、植村建築設計事務所、株式会社内藤建築設計事務所、株式会社榊谷設計でございます。

萬里川委員 このサンコウ設計というのは今までにかかわって、斑鳩町だけでなくどこかで設計の実績はあるのでしょうか。

総務課長 今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど萬里川委員さんにご報告させていただきます。

議長 以前に建設委員会にも提出していただいたと思うのですが、その時の図面を書いたのはどこですか。

総務課長 あれにつきましてはこの5社以外の西谷設計に頼んだ経緯がございます。

議長 それとこの土地については、一時転用ということで以前は転用になっていたと記憶しているのですが、そのもちの所にシートをひいて造成してあるということを聞いているのですが、今度は実際転用は取られると思うのですが、そうしたときに遺跡調査が必要になってくると思うのですが、7月からの着工でそれらがクリアできるのかどうか心配なのですが、その点についてどう考えていますか。

総務部長 以前私が一時転用ということをおっしゃったと思うのですが、転用という形の中で手続きがとられておったということをお聞きしております。後、発掘につきましては実際に事業をやっていく際に確認をしていただくということで、担当の方と協議をさせていただいております。

議長 そうすると一時転用ではなく転用が取られておったということは考えられないことで、借地にそういう公共施設に出す場合、4条申請になるのですか、そういうブルーシートをひいてあると聞いたけれど、それは全く心配ないということで理解したらいいのか、そしたら遺跡調査はその時済んであると考えられるのですが。

総務部長 その当時、その関係につきましては、私の記憶では関係課と協議する中で特に建物を建てない、掘ったりしないという中での上に土を乗せるということであって、いわゆる掘削をしてまでの必要性はなかったということでございます。今回建家を建てるとのことでございますので、そういった関係につきまして実際に掘方をやるにつきまして、教育委員会の方でやっていただくということで協議をさせていただいております。

議長 課長が先ほどから今年の警戒については新しいところだという話をされているので心配しているだけのことで、しっかりとした工事をしていただきたいと思う。

野呂委員 こういう公共施設を建てる場合は、定期借地50年というのは好ましくないと思う。町は一つの事業をやる場合に事前の評価システムをやると言っていますね。一つの大きなものをやる時は事前の評価というものをやってもらってあらゆる角度から町の事業について遺漏はないかということを検討していただきたい。

できれば監査事務局として、この事業の執行についてどのように考えるか見解をお聞きしたいと思います。

監査書記 事業の執行についてどうなるかということでございますが、事業の執行は財務会計上の適否ということで監査してまいりたいと思っております。

野呂委員 将来起こりうる問題点について、こういう定期付借地権というような問題点についてはどう考えますか。

監査書記 おっしゃっている定期付借地権の問題、あるいは購入したときの経費的な比較の問題かと思えます。これにつきましては本来は監査委員がお答えすべきものだと思いますが、個人的な見解としてご了解をいただきたいと思います。

まず単に数字的な比較をするということで済まされる問題ではないと、あらゆる状況の中での判断が必要になると思いますので、それについては検討してまいりたいと思っております。

委員長 次に、（３）斑鳩宮造営１４００年記念事業についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政課長 （資料５により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

松田委員 歴史街道の発信基地として、早い段階で法隆寺のiセンターが建設されたと思うのですが、このiセンターの２階は歴史街道の発信基地として観光案内表示、音声の関係のものがありますが、それが今機能していないのです。調整中という紙が貼ってある。聞いてみますと、だいたいあの設備の関係は３０００時間くらいだそうです。しょっちゅう故障になるそうです。かなりの金額が必要になるということです。

補修をいくらしてもうまくいかないという形のものになっているようで、観光客からも苦情などもあるようですけれど、この関係についてはどのように把握し、どのように計画されていますか。

企画財政課長 日は定かではありませんが、担当課の方から修理ということで伺いが回っております。ただそれについてもものすごい金額なのですが、すぐに対応しないと、今ご指摘のようにこのiセンター自体が歴史街道の発信基地としていろんな観光客また来町者の目にも触れますので、すぐに対応をしていかなければならない事項だということで反省をいたしております。

もう1点西側の画面につきましても故障した場合はすぐに対応すべき問題であると思っております。

松田委員 この関係で直ちに対応すると言われていたのですが、かなり金がかかるそうです。ですからこれはiセンターから町の方へ言っていますと、それだけではいけないから県の方へも負担してもらうように言っていますということですが、ちょっと修繕では完全に直らないように聞くのです。かなりの財源がいるということですから、そう簡単にいけるのかなと思うのです。あの建物全体の関係から言ってもその関係の設備費が2分の1くらいここに使われているようです。

それと24時間電源を入れたままで切ることができないということです。必要な時にボタンを押して聞いてもらえる状態だったらいいが、人がおるかおるまいがそういう状態になっているということを知るのです。ですからそういう意味でどう対応するか併せて検討してほしいし、そういうことをやらないと斑鳩の宮造営1400年記念と麗々しく言って、いろいろやろうとしています。発信基地となるiセンターがこんな状態では如何なものかというように思いますから、これは直接的な所管でないようですから、十分関係所管とも打ち合わせて、どう対応すべきかということについて検討してもらえませんか。

助 役 相当お金がかかるということですが、その辺も含めまして担当課と相談しながら、適切な措置をしたいとこのように思います。

委員長 次に、（４）「公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律」への対応についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政 公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律は、平成１２課長 年１１月１７日に法律第１２７号で可決成立しており、私たちの地方公共団体に関しまして第７条及び第８条に公共団体による情報の公表としての規定がされております。条文につきまして資料の６頁から抜粋をお示しいたしておりますが、この第７条第８条につきましては７頁の上段に地方公共団体による情報の公表といたしまして規定されているところでございます。

主な情報の公表内容といたしましては、当該年度の公共工事の発注の見通し、入札者の氏名、入札金額、入札及び契約の過程、契約の内容などがございます。本町におきましては現在入札に際しまして事前公表及び事後公表として、予定価格、業者名、入札結果、落札者、落札金額等につきまして公表をいたしておりますので、今回の法律で特に本町に関わり合いがありますのは、１つとして当該年度の発注見通しを公表すると、２つとして変更契約の場合にその内容を公表すると、３つとして随意契約の場合にその内容を公表することでございます。

それでは資料１頁により概要の説明をさせていただきます。

（資料６により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

議 長 法律施行令というのをつけてほしいのですが。

企画財政 コピーして後ほど各委員の方々にご提示させていただきます。課長

委員長 次に、（５）史跡中宮寺跡の追加指定についてについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習課長 これまでの経緯につきましては、中宮寺跡は聖徳太子ゆかりのある貴重な遺跡であり、今までほぼ全域が農地として保存されていることから、遺跡の保存と活用を図るべく平成元年に遺跡の申請をし、平成２年に史跡指定を受けたところであります。この平成２年に受けたところにつきましては資料７の青色の部分でございます。11,723.68㎡が平成２年５月に指定を受けたところであります。しかし、当時は考えていた範囲の内、東側と南側については範囲がはっきり定かでないという理由から、一部について指定を受けることができなかったため、これらの部分についての遺構の状況を明らかにするため、平成６年から８年の３カ年事業で発掘調査の実施を行ったところがございます。発掘の結果、西側と南側部分が明らかになったことから、平成１０年に国の方でも指定部分についての指定をいただくよう内諾をいただけるようにしたところですので。それに基づきまして、平成１１年度に地元説明会を行ったところがございます。実施に至りましては平成１２年の３月に２回地元説明会をさせていただいたところであります。土地所有者の理解と協力をいただき、この平成１３年１月に追加指定の申請を行い今回５月１６日に文部科学大臣から指定を受けたところがございます。

まず資料７に基づいて説明をさせていただく中では、今回指定になった分赤色部分でございますが、この分につきましても16,092㎡が追加になったところがございます。この追加によりまして合計が27,815.68㎡が全体の史跡指定ということでございます。こういうことで史跡地の公有化については、所有者と買収の話もございまして、今後国と県と協議しながら公有化について進めてまいり、また町に至りましてもこの史跡の整備につきましても十分検討しながら進めてまいりたいと考えております。

(資料7参照)

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

松田委員 これだけの史跡指定をして、町としては利用目的などについて構想などをお持ちなのでしょうか。この指定地は全部基本的には町が買い取るという立場に立っておられるのでしょうか。仮に買い取るということになったとしたら、どの程度の期間でどの程度の金額で取得しようとすることになるのか。あるいは史跡指定はするけれど具体的な計画がない、あるいは買い取りもない、というふうにするのか、その辺について明らかにできませんか。せめて基本的な考え方でもお聞かせできないでしょうか。

教育長 今回中宮寺史跡の指定を受けたわけですが、今斑鳩町で抱えております文化財の整備につきましては、藤ノ木古墳の整備があります。それでこの指定を受けることによって、地元説明会の中では早期に買い取るという希望が多いという理解をさせていただいております。

そうした中で、藤ノ木、中宮寺一辺に事業化するという事は財政的にも困難であると思います。現在藤ノ木古墳の整備検討委員会の中で藤ノ木古墳の整備をどうするかということも必要であります。併せまして、中宮寺史跡についての主な進め方について、文化庁、県あるいは町の財政課と十分協議しながら、どういう財源が必要なのか、どの位の期間が必要なのか、そういうことについて文化財の全体計画の中で再度計画を検討していきたい。

そうした中で、整備年次あるいは財源がどれくらい必要なのかということも、史跡中宮寺の整備計画あるいは藤ノ木古墳の整備計画の中で検討していきたいと考えています。

松田委員 基本的な面についても指定地の活用なり利用方法については、基本的な考え方が定まっていないということのようですけども、史跡地に

については買い取るという方針だけははっきりしているのですか。

教育長 中宮寺史跡については買い取りをしていく予定でございます。

松田委員 これは所有者に史跡地にすることに同意を得る段階でいつまでに買い取りをさせてもらうというふうなことの約束があるのですか、ないのですか。

生涯学習 地元へ入らせていただいた中で、早期に買い取るというご要望がござい  
課長補佐 ますが、いつまで買い取るということは申しておりません。先ほど申し上げましたように国、県と協議する中で明らかにしていきたいと考えております。

松田委員 町としては史跡地の指定は受けただけで、後の関係についてどうしていくかということについては全てこれからだということよろしいですか。

教育長 そのとおりでございます。

松田委員 これからは、町の行財政改革あるいは財産運用から見て、どういう推移をしていくことになるのでしょうか。そういうことについてはどんな議論をされているのでしょうか。

教育長 中宮寺については地元地主さんのお話の中で、以前から史跡公園というような考え方の中で来ているわけでございます。そうした中で現在のところ公園整備という考え方をしております。

それと買い取りの費用でございますが、今の試算でございますが約24～25億かかるのではないかと考えています。そういった金額の試算はいたしておりますものの、具体的に鑑定を入れてどうかという状況ではございません。これから国に対しましてもなかなかそれだけ

の費用を捻出することは困難なようでございます。

今唐子遺跡をやっている状況では3回ないし4回に分けて買収するという事も聞いております。そうした形になってくるのではないかと考えております。

松田委員 買い取りは全て国で買い取るということなのですか。地元負担とかそういうことはないのですか。

教育長 この事業につきましては、国が8割、県が1割、町が1割という負担割合がございます。そうしたことで非常に国の方が大きく費用を持っていただきますこととなります。

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受けします。

助 役

( 助役挨拶 )

委員長

これをもって閉会いたします。

(午前11時35分)